

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 井上
日 時	令和2年7月29日(水曜日)		開 議 午前 9時30分
			閉 議 午後 0時12分
出席委員	◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 福井 木曾 石野 (齊藤議長)		
執行機関出席者	石田総務部長、森川自治防災課長、牧野自治防災課副課長、 齊藤自治防災課防災・危機管理係長 吉田会計管理室長、野々村財産管理課長、 加藤財産管理課資産マネジメント係長 片山教育部長、國府教育部次長、伊豆田学校教育課長、谷口社会教育課長		
事務局	山内議会事務局長、井上事務局次長		
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> ・否	市民 1名	報道関係者 1名 議員 3名(奥野、平本、小川)

会 議 の 概 要

9 : 3 0

1 開議

2 案件

(1) G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書(案)採決

<山本委員長>

G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書(案)採決にあたり、討論については省略してよいか。

— 全員了 —

<山本委員長>

G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書(案)について、原案のとおり決定することに賛成者の挙手を求める。

— 挙手全員 —

<山本委員長>

挙手全員である。よって、本意見書は、原案のとおり可決すべきものと決定した。採決は以上である。本意見書は、本日午後開催の本会議で諮っていただく。なお、全会一致で可決されたので、発議者は総務文教常任委員長とすることとして、議会運営委員会で確認いただく。

(2) 行政報告

【教育部】

○ 亀岡川東学園の新型コロナウイルス感染に係る対応について
(教育部入室)

《質疑》

＜木曾委員＞

今回、亀岡川東学園で感染者が出たことで、今後の教訓としなければならない内容があったと思う。まず、児童が感染したことがわかる前に、濃厚接触者であることがわかったと思う。児童が濃厚接触者であると判明した時から、PCR検査を受けるまでの間にタイムラグがあった。連休中にPCR検査をされたと思うが、このガイドラインに、見直すべき部分があったのではないか。もう一つは、濃厚接触者として児童が認定された場合、PCR検査結果を待つまでに教室の消毒をすべきだったのではないか。ガイドラインにはないので、教育委員会としては大変だったと思う。その後、感染が判明してから消毒をされていると思う。そこにタイムラグがあった。その後、児童80人がPCR検査を受けたと聞いているが、検査を受けるまでの間に、児童にどのように対応されたのか。家庭にどのように連絡したのか。なぜ、児童の感染がわかった時に、タイムラグなく80人の児童にPCR検査を受けさせなかったのか。保健所が所管することであり、教育委員会では対応できないことであるが、わかる範囲で教えてほしい。

＜教育部長＞

学校関係者が濃厚接触者とされた時の対応であるが、家族や関係者が陽性と確定され、濃厚接触者とされた情報が入るとすぐに対応をとっている。今回も、家庭から学校に連絡をされ、学校も速やかに対象児童に対応されたと聞いている。ただ、PCR検査を受けるまでに時間がかかったことは、大きな課題と感じている。情報収集に努める中、どのような場合に、どのような方が濃厚接触者とされるかについては、これまでから保健所と連携を図ってきた。今回、亀岡川東学園で感染確認された時は、市内の別のところでも多数の感染者や濃厚接触と疑われる方々が出ていた時期と重なった。推測であるが、保健所も精一杯対応されていたが、対応に時間を要してしまったと考えている。教育委員会も学校と連携をとり、学校での子どもたちの活動状況、通学の状況を保健所に連絡し、速やかにPCR検査が受けられるように努めた。23日に該当者がPCR検査を受けられたと報告を受けている。17日に関係者の感染が確認され、濃厚接触者とされてから、少し時間がかかった。保健所からは、無症状の場合、一定期間は検査を保留し、健康観察などをした上でPCR検査をすることが適切な場合もあると聞いている。総合的に判断されて、今回の検査のタイミングになったと思っている。教育委員会としては、今回の例を教訓として、まずは学校と連携をとって情報把握に努め、その情報を基に保健所と連携をとり、速やかにPCR検査が受けられるようにしたい。また、消毒活動についても、今回、市の保健師が現場に出向いて消毒の仕方や消毒の範囲を指導したように、連携をとって速やかに行えるように改めていきたいと思っている。また、地域への情報発信についても、まず、学校が保護者へ情報発信を行う。今回は、学校から地域へ、回覧のお願いをしたという報告を受けている。正しい情報を提供することで、誤った情報が拡散され、市民が不安に思われるということは防ぐことができたと考えている。感染者や濃厚接触者の人権を守り、誹謗中傷にさらされることのないように、対応していかねばならないと感じている。

＜木曾委員＞

亀岡川東学園は、高齢者と同居している児童が多い。濃厚接触者としてPCR検査を受けた80人の中にも、高齢者と同居している児童が多かったと聞いている。コロナに感染しても、子どもたちは無症状か軽傷と聞いているが、今、家庭内感染が蔓延している。タイムラグにより、家庭内感染が起こることが怖かったので、今回はなくてよかったが、保健所と連携して迅速な対応をすべきだ。情報をきちっと開示することにより、地域の方に安心していただくことが大事だ。人間は、隠せば隠すほど知りたくなる。拡散させないためにも、迅速な情報開示が、個人情報の関係もあるが、最近の情報開示に関しては疑問に思う部分もあるので、もう少し具体的な開示が必要になってくると思うのでよろしく願いしたい。それと同時に、他の案件で、詳徳小学校の児童2人も、80人の児童が検査を受けた次の日にPCR検査を受けたと聞いている。家族に感染者が出て、その子どもが濃厚接触者となった場合の具体的な内容が、このガイドラインにはないように思う。学校では、児童は感染していないとなっていたようであるが、消毒は行ったのか、地域が安心できる情報を流したかということを確認した人もあった。亀岡川東学園のことは表に出たが、詳徳小学校のことは表に出ていない。感染が広がっているの、このようなケースは結構出てくると思うが、どのような対応であったのか聞きたい。

<教育部長>

亀岡川東学園以外でも、感染が疑われるのではないかと、PCR検査を受けたのではないかと問い合わせが多くあった。情報収集に努め、先週は23日から連休に入るということもあり、連休中も学校と教育委員会が連絡をとりあえる体制をとっていた。家族が感染され、学校関係者が濃厚接触者となった段階で、どこまで情報を発信するかということであるが、それぞれの方の人権に配慮しつつ、学校と連携をとり、わかる範囲で対応を進めたのが今回のケースである。検査結果が出ていない段階で情報発信してしまうと、混乱を招くことにつながりかねない。正確な情報発信をするためには、事態をしっかりと把握しようということ、まず、PCR検査を受けたかどうかの確認を行った。その後、検査を受けたのであれば検査結果を待って、しっかり対応を進めていくために、陽性であればどのような対応をとるか、陰性であればどのような対応をとるかということを検討した。幸い、他の学校関係者では、感染が確認されたという情報はない。そのような事実がなかったので、公表することもなかった。今後も、しっかり情報収集し、必要な情報、正確な情報は、適宜発信していきたいと考えている。

<木曾委員>

私の孫が詳徳小学校6年生である。学校内で感染が起こった場合、私の問題だけではなく、議会にも迷惑がかかる。議会運営委員会委員長をしているので、いろいろな方と濃厚接触をしている可能性もある。そうなるいろいろな問題が起こる。どこまでのフィルターになるかは別にして、公の機関に携わっている方に対しては、正確な情報を発信してもらわないと、多くの人に迷惑をかけ、議会も止まってしまうことになれば大変である。今回は陰性であったのでほっとしているが、対応の仕方について、どこまで情報開示していくかを教育委員会の中でも考えておいてほしい。

<教育部長>

まずは保健所と連携をとり、保健所の指導のもと、適切な情報発信を行っていく。学校の消毒については、6月議会で予算を認めていただいた分もあり、学校にスク

ールサポートスタッフの配置を始めている。業務委託としてお世話になっている用務員の時間を延長して、消毒作業をしていただいている。スクールサポートスタッフは、まだ市内の全ての学校に配置はできていないが、7月以降順次配置し、学校業務の支援を行っている。今後も、各学校と連携をとり、スクールサポートスタッフの配置などに努め、消毒をはじめとする感染予防の対応を行っていく。

<木曾委員>

情報開示をしっかりとさせていただくようお願いする。新型コロナウイルスに対して、過敏になる必要はないが、感染予防に関しては十分にすることがある。経済も回していかなければならないし、学校もこれ以上休むとなると大変なことになる。教育委員会としても頭を悩まされるころだと思うが、大事なことは、みんなに不安を与えないように、地域やPTAの方と連携をとり、安心して学校に行き、地域の中でも活動ができるようにしていくことである。これからは、ウイルスと戦いながら生活していくことになってくると思うのでよろしくお願ひしたい。要望である。

<三上委員>

2点お願ひする。1点はPCR検査を80人が受けたということであるが、国も、今後また対応は変わってくるとは思うが、7月中頃の有識者会議を受けた厚生労働省の中で、濃厚接触者以外も集団的にPCR検査を受けさせるという判断が出てきたと聞いている。今回は、そういうこともあつてのことなのか。全員が濃厚接触者ということなのか。

<教育部長>

今回、PCR検査を受けた全員が濃厚接触者と判断されて検査を受けたのか、厚生労働省が言う集団での検査体制になったのかという質問であるが、今回、PCR検査を受けるまでには、先ほど木曾議員から指摘があつたタイムラグがあつた。教育委員会や学校に寄せられた地域や保護者の声を受け、市の保健衛生部門とも連携をとる中で、保健所に直接連絡するなど対応を進めた。どの方にPCR検査を受けていただくかは、最終的には保健所の判断になる。今回は、教育委員会から保健所に対し、このような状況を踏まえて判断いただきたいとお願ひし、保健所が情報収集された内容も含める中で、検査対象が相当数にのぼつたと感じている。

<三上委員>

亀岡川東学園という名前が流れたこともあり、他市町の議員からどのように対応されたのかといった問い合わせが結構ある。後戻りはできないので、よい教訓にしていくべきだと思う。保健所の判断ということになるが、速やかに対応するためには、感染者が出た場合は学校全部とか、学年とか、有無を言わずPCR検査を受けてもらうというようなことを、学校として求めていけばよいのではないか。今回のことで、そういうことを国、府に対して言うべきだと思っている。もう1点は、感染者が出たことを受けてPCR検査を行ったことで、他の子どもたちへの指導のポイントはあるか。

<教育部次長>

学年閉鎖をしている前期課程の子どもたちについては、今日も先生方は家庭訪問をされている。月曜日にも電話連絡をされたと聞いている。健康状態や家での過ごし方を問いかけ、今日は学習課題を持って行かれてっていると聞いている。金曜日にも家庭連絡をして、子どもの様子をしっかりと把握されていると聞いている。子どもたちが今度学校に来た時に、安全に気持ちよく学校生活を送れるように、人権にも十分配

慮できるように、先生方は日々努力してくださっている。後期課程については、月曜日から再開している。朝の学活の時間に、校長先生が校内放送で、後期課程全生徒への呼びかけのメッセージを送られた。この新型コロナウイルスというのは、わからないことがいっぱいある。どれだけ対策をしても、罹ってしまうおそれがある。罹ってしまったことについて批判したり、デマを流したりすることはやめようというようなことも含めて、メッセージを流されたと聞いている。また、1時間目には、各学級で担任からそれぞれのクラスに話かけられたとも聞いている。まず、人権に配慮できる川東学園でいようということを、改めて話をされたとも聞いている。また、PTA会長から各家庭、そして地域に緊急メッセージを配布される予定とも聞いている。今、案の段階の原稿を見せていただいているが、子どもたちに示したとおり、本当にどんなことがあるかわからないけれども、子どもたちをしっかりと守っていける地域でいましょうということを、PTA会長自らがメッセージとして出されると聞いている。

<三上委員>

後のことが聞きたかった。感染した子どもや家庭に対して、そういう目で見ることがないように。もしかすると我々も無症状感染者かもしれない。誰でも感染する可能性がある。マスクは予防ではなく、自分が感染している時のことを考えたエチケットとしてつけている。マスクをしても、うつる時はうつる。校長先生の話は的を得ていると思った。マスクをすることの意味や、感染が広がっている状況の中で自分はどうすべきかということは、感染者が出た学校だけでなく、どの学校でもしっかり指導していくべきだと思うがどうか。

<教育部長>

学校関係者が感染しない、もし感染してもうつさない取り組みを進めていくこと、各自が自覚することは大切だと感じている。学校において、取り組みを進めていく必要がある。万が一、感染が確認されたとしても、安心して学校に再登校し、全員が気持ちよく迎える環境をつくっていかねばならないと考えている。7月31日までは1学期ということで、夏休みを短縮して学習指導などの取り組みを進めているところであるが、8月から夏休み期間に入る。その間も、家庭において健康観察などをしていただくとともに、2学期が再開された時にも子どもたちがみんな笑顔で登校できるような状況をつくれるように、連携をとっていきたいと考えている。

<福井委員>

私の甥、姪、事務員さんの孫も亀岡川東学園へ行っている。感染者と同じクラスか、学年か、そういう単位でPCR検査をされたのではないか。ドライブスルー検査だったと子どもから聞いたが、唾液で検査したのか。

<教育部長>

学校の教員も、検査当日、保健所へ出向いて現場で対応した。唾液採取による検査が行われたとの報告を受けている。

<松山副委員長>

今後、インフルエンザも流行ってくる時期になる。感染者への対応と同時に、授業時間の確保も、セットで動いていかなければならない。インフルエンザが流行った時の授業時間をどうするかということについて、教育委員会としての考えはあるのか。

<教育部長>

新型コロナウイルスの対策にかかわって、3月3日から5月31日までの約3カ月間、長期にわたる休業が続いた。夏休み期間を短縮することで学習時間を確保し、亀岡市においては8月1日から17日までを夏季休業期間とした。今後、夏休み以降にまた休業となることが起こるかもしれないので、教育委員会としても考えていく必要があると思っている。学校の活動状況が異なることから、一律の解決方法は導きにくい。学校ごとに、教育委員会との連携により対応していかなければならない。例えば、5時間授業の日に6時間目を設けるとか、6時間授業の日に7時間目を設けることも方法の一つと考えている。一方、詰め込みになり過ぎて、子どもたちが苦しむようになることは避けなければならない。どのようにバランスをとって学習保障を図るかが課題である。学校の活動、中学校のクラブ系の大会なども、中止されたり、開催方法が変更されていることも含めて、学校と連携をとり、対応を進めていきたい。

(質疑終了)

10 : 18

○ 令和3年亀岡市成人式について

社会教育課長 説明

〈質疑〉

〈木曾委員〉

スタジアムを使ってよい企画だと思うが、ただ、寒さ対策はどうするのか。女性は着物で、スタンドの傾斜を移動できるのか。1月は寒い。スタジアムの西側は、特に風がきつい。密を避けるために、ガレリアかめおかよりもスタジアムの方がよいとは思いますが、無理に800人をスタジアムに入れて、風邪をひいてインフルエンザになっては大変である。大人目線だけでなく、子どもや親の意見を聞いてほしい。

〈社会教育課長〉

指摘いただいた点については、事務局でも検討しているところである。実際に、女性職員に着物を着てもらって下見に行き、階段を歩いてもらった。傾斜は思ったよりもゆるいと感じる人もあれば、きついと感じる人もあると思う。安全面でも適切な対応となるよう考えていきたい。寒さ対策についても、カイロの支給を考えている。さらに対応を考えて進めていきたい。

〈木曾委員〉

何が何でもスタジアムでやるということではなく、スタジアムは一案として、いろいろな意見を聞き、時期的な問題も、もう少し暖かい時期にするということも考えて、いろいろな想定を考えるべきだ。子どもにとって印象に残るよい成人式になるように考えてほしい。

〈福井委員〉

今日の新聞に出ていたが、実行委員会はもう行われたのか。

〈社会教育課長〉

まだこれからである。8月5日に第1回の実行委員会を予定している。

〈福井委員〉

既に実行委員会が行われて、子どもからそのような話が出ているのかと思っていた。そうでないのであれば、木曾委員が言われるとおり、3月にでもできるので、それ

も含めて考えてもらいたい。

<木村委員>

今年1月のスタジアム竣工式に参加したが、とても寒かった。おしりが冷たくて風邪をひきそうだった。違う時期に成人式をしている自治体もある。健康面から考える必要がある。これから実行委員会が行われるのであれば、本人たちの意見が大事だと思うので尊重してほしい。

<社会教育課長>

実行委員会で検討していく。

<三上委員>

野外であれば、今までのような長いプログラムはできないと思う。ICTが学校に整備されるなら、母校に集まり、リモートで全校をつなげるというアイデアも考えられるのではないか。先生も母校に行けばよい。ゆっくり懇親もできる。みんなと会えないということはあるかもしれないが、リモートの成人式があってもよいのではないかと思っている。

<教育部長>

素晴らしい提案をいただいたので、あらゆる可能性を排除することがないようにしなければならぬと思っている。8月5日に実行委員会を開催するので、本人たちの声を聞き、ほとんどの事業が中止という流れの中で、教育委員会としては、成人式は実施し、節目を市民あげて祝えるような機会をつくっていきたいと考えている。

<木曾委員>

感染状況を踏まえて、判断が必要だと思う。いったん決めたことは必ずやりきることではなく、感染状況が切迫すれば、中止もやむを得ないということも起こると思う。最悪を考えておくことも大事である。実行委員会の思いが活かされるように、誰かの一言で変わることがないように忠告しておく。

(質疑終了)

10 : 32

(教育部退室)

(3) 意見交換

【総務部】

○ 防災対策について

(総務部入室)

総務部長 あいさつ
自治防災課長 説明

10 : 44

《意見交換》

<木曾委員>

京都府の備蓄倉庫に入っている品物が三つ書いてあるが、今後もそれ以外はないのか。

<自治防災課長>

アルファ化米、毛布、水の三つと聞いている。市も、備蓄品をそろえるよう努力している。

<木曾委員>

せっかく大きな倉庫をつくってもらっているのに、拠点となるような物、テントやチェンソーなどもあると思っていた。丹波自然公園に倉庫があるからかもしれないが、亀岡市は陸の孤島になる可能性があるのも、この程度では物足りなく感じる。京都府に対し、市から要望してもらった方がよいと思うので願います。

<福井委員>

スタジアムの防災倉庫は京都府の施設なので、亀岡市の備蓄品を置かせてもらうことはできないのか。

<自治防災課長>

京都府南丹広域振興局が管理している。

<山本委員長>

他に質疑がなければ、その他の報告を課長から願います。

<自治防災課長>

その他として2件報告させていただきます。

まず、本年3月補正予算において承認いただいた、(仮称)買い物地域活動拠点施設整備について、現在までの協議経過を報告させていただきます。過疎、少子化、高齢化対策の社会情勢の急激な変化に伴い、地域振興対策、また移住定住促進対策などの一環として、地元と一体となって、地域交流機能、また公共サービス機能、物産販売機能などを備えた施設の整備について、国の地方創生交付金制度を活用して東別院町のふれあいセンターとあわせて、まちの中核施設として整備を行うこととして事業を進めており、承認いただいたところであるが、3月補正予算の際にも議会の方から運営方法について、地元と十分協議をされたいとの意見を申し添えられた。3月補正時点では、大手コンビニエンスストアが出店の意向を示しており、中核施設としての機能を有し、住民票の交付や公共サービスの機能も可能な店舗として、地元とも協議を進めてきたが、3月末、突然コンビニから地元及び亀岡市に店舗計画撤退の意思表示があった。この計画は、社会貢献の一環として、採算度外視に店舗を出店し、地域に貢献したいという思いで、2～3年前から地元と協議を重ねて来られ、行政にも支援の依頼があったことから、国の交付金制度を活用することとして3月に予算を承認いただいた。しかし、コロナ禍の影響、また、コンビニ自身が新たな出店をするよりも現状のコンビニの機能を充実させたい、いわゆる働き方改革ということで、東大阪市でオーナーとフランチャイズの問題があったこともあり、採算が出る地域でないと出店が難しいということもあった。市としても、地元の要望を受けながら、再考を求めて協議を行ってきたが、出店は難しいという答えが出ている。このまま進むことはできないが、地元と月に数回協議を行っており、今後も、こういった方策がよいか検討していきたいと考えている。

もう1件は、自治委員事務委託料に係る公金支出返還請求事件の経過についてである。平成30年3月、監査委員に対して、住民5名から住民監査請求が提出された。趣旨は大きく二つあり、一つ目は、平成29年度に亀岡市と亀岡市自治委員連絡協議会が自治委員事務委託に関する契約を締結し、履行すべき事務を一部していないにもかかわらず、亀岡市は委託料を全額支払っている。契約不履行分である約18

0万円の委託料の返還請求。また、二つ目は、亀岡市は平成30年度も亀岡市自治委員連絡協議会と同様の契約を締結し、一部不履行にもかかわらず、委託料全額が支払われる可能性が高いことから、契約締結の差し止め請求が提出された。平成30年5月、監査請求人に対しての監査からの通知は、いずれも棄却であった。この結果を受けて、平成30年6月に原告5名が訴状を京都地方裁判所に提出。原告の請求趣旨は、三つになり、一つ目は、被告の亀岡市長は、自治委員連絡協議会に対して、契約に基づく事務を一部履行していないにもかかわらず委託料を支払っている、一部不履行の返還請求。二つ目は、被告の予算の執行責任者、支出命令者及び契約検査者である職員の4名に対して、連帯での金額請求。三つ目は、平成30年度も委託料が全額支払われる可能性が高いことから、契約の差し止め。以上の点について、法廷での争いとなった。平成30年10月17日第1回口頭弁論から、令和2年2月23日第10回口頭弁論まで、2カ月に1回程度の開廷があり、令和2年5月25日に判決。市の勝訴が決まった。その後、原告からの控訴もなく、令和2年6月13日に被告全面勝訴で確定した。平成30年3月から約2年3カ月かかったが、被告全面勝訴で結審したので報告させていただく。

(意見交換終了)

10:55

(休憩)

10:55～11:05

【会計管理室】

○ 放置車両の処分に関する条例の制定について

(会計管理室入室)

会計管理室長 あいさつ

＜意見交換＞

＜山本委員長＞

6月議会の松山議員の質問に対して、市長は条例は考えていないと答弁されたので、議員提案で条例を制定し、会計管理室に所管になっていただこうと考えている。会計管理室の意見を伺いたい。

＜財産管理課長＞

財産管理課は普通財産を管理しているが、今回の放置車両に関しては、過去の実績、事例等がなかった。期間や手続きについて、ルール化されたものが明確にはなかったということで、他の事例等を参考にしながら対応した。ルール化が必要と認識しているので、期限の明確化等、ルール化していきたいと考えている。市議会では条例化を検討されているが、他市等の事例を見ると、条例で対応しているところもあれば、京都府のように要領、あるいは要綱等で対応しているところもある。放置自動車等の課題については、平成17年に自動車リサイクル法が制定された。それは、不法投棄による車両の放置の事例が大阪府下でも数千件確認されており、全国的な問題になっていたことによる。現時点で、大阪府のホームページ等で公表されている平成16年から平成30年度までの事例は、平成17年のリサイクル法の施行以降、道路交通法の改正により、自動車の整備者責任を明確にするということで、厳

罰化等も実施されている関係上、約20分の1程度まで激減している状況になっている。亀岡市においても、道路、公園、市営住宅の所管それぞれに確認したところ、現時点ではそのような対象事例はないということである。自動車の所有、廃棄に至るまでの責任は、自動車を購入する際、あるいは登録する際に、自動車の保管ということで車庫証明等届け出をしているので、本来は適正な保管は所有者に責任がある。今回、市有地内に侵入防止バリケードを設置していたが、それを移動させて侵入し、無断駐車から長期間の放置車両となった。道路においては、道路法に基づき交通の障害物の撤去基準が定められており、警察等も積極的に取り締まりを行っている。公道であれば、強制的にレッカー移動され、警察等で保管される。保管料を支払わなければ返却は受けられないという強大な法整備がされている。民有地や公有地になると法の適用がないため、法整備が望ましいと考えている。市有地での放置車両については、今後、ルール化を考えていきたい。条例であれば、罰則を設けることが可能となる。他市の事例では、20万円以下の罰金となっているが、100万円以下の罰則については行政刑罰となり、処罰方法は刑事訴訟法に基づく訴訟の提起が必要となる。罰則規定を設けないということであれば、要領、要綱等での整備が可能と考えている。また、罰則規定についても、所有者が判明した場合のみ科すことができるもので、所有者が判明しなければできないということになる。悪質な事例こそ、本来は処罰が必要であるので、総合的に勘案していきたいと考えている。

<松山副委員長>

私は、条例化が必要と考えており、要綱等では対策に限界があると感じている。罰則がないという、法の限界である。また、京都府下では15市中8市が、放置車両の処分に関する条例を制定している。今回の千代川町の場合、亀岡市民が放置していたと聞いている。亀岡市民が放置する場合と、他市から持ってこられて放置される場合とがある。大阪市の場合、堺市の人が持ってきたという事例もあると聞いている。条例を制定することによって、相手に対して亀岡市に停めるとこのようなことになるという抑止になる。千代川町の事例は、私が一般質問で話したので、ほとんどの亀岡市民が知っている。うちのまちでそのようなことがあったらどうしようという不安の声も聞いている。この二つのことにより、条例化し義務付けることが必要だと考えている。今回、2019年12月に地元自治会から、放置車両があるので何とかしてほしいという相談があった。結果、処分されたのは7月6日である。相手との協議に、多くの時間と労力を割かれていたと思う。今回の事案に関して、なぜ時間がかかってしまったのか。課題も含めて、感想を聞きたい。

<財産管理課長>

放置車両の連絡を受けると、調査から入らなければならない。調査と並行して、車両に警告表示を行う。他市の事例では、2週間から、長いところでは3カ月と長短がある。今回の場合は、たまたま所有者が判明した。盗難など犯罪の関与があるといけないので、警察を通じて所有者照会を行い、本人に連絡をとった。所有者が判明した場合は、原因者が撤去を行うことが基本となる。本人の許可なく、第三者が勝手に移動させることはできない。相手と交渉し、指導という形で対応した。2月ごろに、移動させたいという意向を示されたが、長期間放置されていたということもあり、走行不能ということも確認し、再度、自動車整備会社に頼まれて強制移動をされた。行政が代執行を行う場合は、所有権を放棄していただく必要がある。放

置場所から移動させる場合は、その車両をどこに保管するかが問題となる。保管する期間も、各市の条例により長短があり、最長で6カ月経ってからでないとも最終処分ができないところもある。ここにも一定の期間を要する。

<松山副委員長>

市有地に放置されないように、管理責任を伴うとも言われていた。相手があることであり、時間がかかることもわかる。ただ、ここに車が放置されていることにより、危険が伴う。例えば車の中にライターが置いてあれば、車両火災につながる。車両火災になれば、人の命にもつながる。亀岡市は、安全安心に暮らせるまちということを第一に考えて、いろいろな政策に落とし込まれていると思っている。条例は、政策を実現させるためにあると思っている。公共施設マネジメント計画の中のマネジメントの原則に、政策を実現させるための大切なキーワードとして、亀岡市の所有物、建物を含めて、安全で長く使えるものにしないといけないということが入っている。政策を実現させるための条例である。要綱であれば法的な限界があると思っているので、抑止力という部分と、安全で安心して暮らせるまちをつくるための条例であると思っている。それについての意見を聞きたい。

<財産管理課長>

公共施設そのものについては、市民ニーズに応じた適正な管理、適正な規模で再編を行っていくとある。また、そのために有効活用を行うことが基本である。今回の放置車両については、基本的には自動車リサイクル法、場合によっては放棄ということなので廃棄物処理法などの観点が強くなってくる。そういった点から、当課の所管は普通財産であり、それ以外の行政財産の敷地は各所管があるので、どこに焦点を当てて条例整備を行うかということがポイントになってくると思っている。

<福井委員>

車だけでなく、單車、自転車、物置が捨てられた時は、いずれ除けてもらわなければならない。今言われたように、所有者を調査し特定して、期間を定めて除けるように言って、それでも除けなければ考えなければならない。普通財産に関しては財産管理課が働きかけをするが、学校であれば教育委員会がやらなければならないのが現状である。除けるように言う時、はっきりと条例に書かれていた方が、市としてやりやすいのではないか。放置するとこういうことになるということで、抑止力が上がるのではないか。

<財産管理課長>

条例であっても、要綱であっても、効力は同じと考えている。抑止力については、確かに罰則は抑止力になるが、例えば車体番号を故意に削って投棄された場合は、所有者不明ということになれば抑止力にならないと考えているので、同様ではないかと考えている。

<木村委員>

車体番号を削るというのは特殊である。松山副委員長は、一般的に市の土地に放置された時に、早く除けるために条例が必要だと言われていると思う。罰則も付けておくべきだと思う。車体番号が削られていた時にはどうするかということも、考えておかなければならないだろう。それは条例の中で市が撤去できるというところまで、弁護士に相談し法的なことも考えて、最後の最後までどうするかということを考えておくべきだと思う。自転車は条例で撤去され、取りに行けばお金を払われ、

取りに行かなければ何カ月かで処分されているのだと思う。法的整備をしていく必要は十分あると思う。今すぐではなくても、前向きに考えていくべきだと思う。

<木曾委員>

普通財産と行政財産とがあり、財産管理課は普通財産を所管しているが、条例としては、亀岡市の財産ということでどちらも対象になる。今まで、放置車両として把握しているものはあるのか。

<財産管理課長>

直近で確認したところ、行政財産では対応しているものはないと確認している。普通財産についても、この1件以外に確認しているものはない。

<木曾委員>

それは、地元からの申告がないからではないか。野条区公民館の斜め前にも放置自動車がある。半年くらいになるが、その土地は住宅管理の関係だと思う。半分は道路にはみ出している。これは市道だと思う。財産管理課には資料がないかもしれないが、探せば自転車も含めていろいろなものが相当数あるのではないか。普通財産に関して、一度調べた方がよいのではないか。行政財産にもあるのであれば所管に調べさせて撤去しなければ、普通財産にしても売れないということになる。条例があることによってスムーズに進められ、行政財産が財源となることにつながっていくのではないか。

<財産管理課長>

当課についても、雑草の除去など巡回を行っている。本来、売却すべきところにそのような事象が発生すれば、損害を被るということで、損害賠償請求の提訴も辞さないということになってくる。行政財産についても、建築住宅課の市営住宅の管理についても昨日も念のために確認を行ったが、事象としては確認していないという報告を受けている。市道の所管である土木管理課にも確認しているが、現時点で移動しなければならぬ事象はないという状況である。その他も、必要であれば状況を確認したいと考えている。

<松山副委員長>

件数の問題ではないと思っている。現に把握できていない放置車両はある。要綱であれば今のままである気がする。罰則がないので、所有者に対して強く言えないのではないか。今回の場合はスムーズにいったが。放置されるのを抑制する。放置された場合、罰則があることによって強くいける。処分までスムーズにいける。これがワンセットでできるのが条例である。政策の実現性と条例化による事案の安定性、この二つの目的で条例化すべきと思っている。これから亀岡に人を呼び込もうと思っているのであれば、しっかりと形をつくるべきだ。京都府下ではほとんどの類似団体がつくっている。他市がつくっているからこそ、亀岡市に放置車両を持ってこられたらどうするのかという話になるので、条例をつくるべきだとすごく感じる。

<財産管理課長>

委員の意見は条例化を提案されているが、執行する立場としては、同じ効力の要綱や要領でも問題ないと判断している。

<木曾委員>

結果として条例化しなくても、要綱などで十分対応できるという市の判断である。過去に、廃棄物処理法ができるまで、西別院町や東別院町には大量に産業廃棄物が投棄された。それとあわせて、亀岡市は吹田のごみ処分場をつくる、つくらないの

話で、行政間で長い間闘争していた経過がある。やはり、法律の枠がないことが一番の問題であった。今でも廃棄物を捨てる人間はいるが、罰則も含めて廃棄物処理法という法律があるので歯止めがかかっていると思う。それは、規則などでできるものではないと思う。今後のことを考えた時に、他市が放置車両の条例整備をされてきて、亀岡市だけがポケットになってしまえば、ポイ捨て条例やレジ袋禁止条例があり、環境先進都市と言っているにもかかわらず、放置車両が集中されてしまうと大変なことになると松山副委員長は心配されていると思う。今あるからということではなく、未然に防止するためにも放置車両の条例化を進めていき、環境先進都市として胸を張って言えるような形にしないと、レジ袋だけが胸を張ることではないと思う。いろいろなことを網羅した条例を制定することによって、環境先進都市として胸を張れるのではないか。

<財産管理課長>

環境先進都市としてのアピールも必要との意見はもっともであると考えている。ただ、放置車両あるいは使用済自動車の認定であれば、廃棄物処理法違反に該当し、1千万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役という強大な罰則規定がある。それを適用することは可能となっているので、当課所管の普通財産の管理という面からの適用ではなく、もっと広い視野での適用になる。京都府の環境部局が、このような不法投棄については執行権を持っているので、その点の視野も含めると、当課の所管のみ終わらせるのかどうかについては意見を申し上げておきたい。

<木曾委員>

千代川町の件は、1カ月か2カ月の間に起こったことなのか。何年間かを通じての問題で、ようやく撤去された。なぜできなかったのかを、今、問うている。それを速やかに撤去できるよう、条例化を考えている。課長の話では、規則などでできたと言うことか。

<財産管理課長>

現在、規則等はない。通常の法的ルールに則って、一定期間を設けないと行為に移れないという事例を参考に対応した。

<木曾委員>

こちらから早く撤去するよう指摘し、条例が必要ではないかと言えば、規則で対応すると言うが、規則のできるのであれば、もっと早く対応していればこのような条例の話は出てこなかったと思う。行政が対応できないような内容があったからこそ、条例化が必要と考えた。京都府内でも8自治体も条例をつくっている。それに足並みを揃える方がよいのではないかという思いで条例化を提案している。それなのに、条例でなくても規則で対応できるので、規則を考えているというのであれば、初めから条例をつくるつもりはないという意味なのか。確かに市長は、条例化するつもりはないと答弁された。しかし今後、必要性があれば、条例化していくことに問題点はないと思う。千代川町は特殊な事例ということではなく、全体的なことで、今後、普通財産、行政財産を含めて市民の公的な財産を守るためにどうするかという話をしているのに、視点が違うように思う。そうであれば、しっかり管理せよという話になってくる。しっかりと柵をして入れないように管理していれば、このようなことは起こらなかったのではないか。だが、そのようなことを議論するところではない。柵があってもなくても、公有地に放置されることに待ったをかけることが大切ではないか。

<財産管理課長>

現時点での実態を踏まえると、繰り返しになるが要綱等で対応できると考えている。

<福井委員>

今話を聞いて、普通財産の管理をしている財産管理課と、行政財産の管理をしている各所管との間に壁があるように感じた。条例に踏み切れないのは、そこに壁があり、財産管理課に任されてもできないと言われているように感じた。それも踏まえて考える必要があるが、条例があれば財産管理課も各所管も話がしやすいだろうという思いは変わらない。

<木村委員>

議員の中では、条例化に対して反対意見はない。条例をつくってどのようなリスクがあるのか。

<山本委員長>

条例のリスク、要綱のメリットを言ってほしい。

<財産管理課長>

リスクと言えるかどうかは別にして、課題は多々あると思っている。まず、放置場所から移動させる場合には、どこに移転するのか。将来、複数台となってきた場合には、持ち込む場所の景観が悪くなる。また、調査権限を持って、施錠されていればどのようにして解錠するか。潰してしまえば、現状復旧という形で所有者から訴えられる可能性がある。また、エンジンルームの車体番号を確認しないと、所有者の特定に至らない。そういったことが公有地の中では難しいと考えている。また、罰則の適用の段階になると、訴訟の提起ということで、議会の承認を得てから提訴に踏み切るということになる。撤去に同意しない人に、さらに20万円相当の罰金を科すことになるので、更なる負荷を講じることになると考えている

<木村委員>

移動させる場所については、決めておかなければならないが、ないわけではないので可能だと思う。撤去については、JAFに依頼できる。ディーラーに言えば、キーロックを開ける方法はいくらでもある。罰則の提訴については、顧問弁護士との相談である。今言われたことは、それほど大きな問題ではない。費用はかかるが、所有者に対して、条例の中で返還を求めることにしておけばよいのではないかな。一つずつ問題を解決しながら、条例をつくるべきだと思う。

<三上委員>

条例と要綱では、条例にどのようなリスクがあるかということを知りたかったのだが、今言われたことは、条例では難しいが要綱であればできるということではないかな。

<財産管理課長>

要綱であっても、手続き上必要であれば同じ行為をしなければならない。

<三上委員>

あらゆるケースがあるが、いずれにしろ市民に迷惑がかかったり、環境が悪くなったり、事故の温床になるので、真剣に取り組むべきことだと思う。そうになると、普通財産を管理している財産管理課だけでは手に負えないようなものになるという心配もあるだろう。それは率直に言ってもらって、当委員会の所管では財産管理課になるので、こうして意見交換をしている。市民にとって必要であれば、委員会を越えてでもすべきであろうし、提起をしていくべきだろう。場合によっては、環境

政策課など、当委員会から手放すことになるかもしれない。それは仕方がないことだと思っている。いずれにしても、抑止力として条例をつくり、しっかりと啓発して、このようなことをなくしていきたいという思いである。

<木曾委員>

8市が条例をつくっているが、言われたような不安があり、条例をつくったけれどもやめたという市はあるのか。条例でも規則でも、実施している市はどのような課題を抱えているのか。条例によりどのようなことがスムーズに進んでいるのか。メリットとデメリットを調べておいてほしい。この条例を進めていく上で、共通認識を持った方がよいと思う。意見交換をしながら進めたいと思うがどうか。

<財産管理課長>

他市の状況確認はまだ行っていない。本日は財産管理課を招集いただいているが、他市では環境部局や建設部局が所管しているところが多い。当課とは交流がないところが多いので、一度確認させていただきたい。

<会計管理室長>

時間をいただいて申し訳ないが、7月1日に告示した北古世町の市営住宅跡地の売却について報告させていただきたい。8月に入札を予定していたが、先日の雨で用地に一部支障が生じたので、8月の入札は一旦中止させていただく。改めて、秋ごろに再度、売却手続きを進めたいと思っているので報告させていただく。

<山本委員長>

本日は意見交換を行ったが、当委員会として条例をつくっていく方向で進めていくか。先ほど木曾委員からあったように、実施されている自治体の状況なども聞かせていただいてから、具体的に動いていくか。どちらにするか意見を伺いたい。

<福井委員>

財産管理課は一度調べてみると言っておられるので、また、答えを伺いたい。8市の条例について、当委員会として勉強会をすればよいのではないか。

<山本委員長>

それでは、当委員会として勉強していくということで進めていく。今後も担当課と意見交換を行い、情報をいただきたいのでよろしく願います。

(意見交換終了)

12:04

(会計管理室退室)

3 その他

(1) 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第36回大会への参加について

(浅田委員の参加で決定)

(2) 次回の日程について

— 下記のとおり決定 —

日時：8月17日(月) 午前10時～

案件：放置自動車の処分に関する条例について ほか

<福井委員>

かめおか霧の芸術祭実行委員会と、わだかまりがあるままである。SDGsのことも、仲山副市長が言い残して帰られたが、地方創生との関係が出てくる。それを、実行委員の方々の考えで進めていかれるとどうなるのか。仲山副市長の話聞いた段階で、実行委員の方々とは考えが離れてしまっている。一度、ディスカッションをしたいので提案させていただく。

<山本委員長>

先日の市長質疑で福井委員から言われて、市長はいつでも受けますというように答弁された。要望すれば受けてもらえると思うが、内容についてどうするか。

<木曾委員>

実行委員の方の都合のよい日を、3日ほど候補日としてあげていただき、調整すればどうか。実行委員の方々がどのように考えておられるのか。仲山副市長の話と、どのように合ってくるのか。内閣府に認めてもらい、補助金も大きな金額が出てくるので、その関係も含めて話を聞きたい。聞いてみなければわからない。

<山本委員長>

SDGs未来都市に認定されたけれども、実行委員の方々がどこまで認識されて、一緒にやっっていこうと思っておられるのかが見えないので、そのあたりの話でよいか。

<福井委員>

もともとわだかまりがある。その上にSDGsが出てきたので、私の頭の中ではますます乖離している。

<浅田委員>

補助金は3千万円である。

<松山副委員長>

ガレリアかめおかで行われた実行委員会を傍聴したが、よくわからなかったので、一度、プロジェクトリーダーの松井さんの意見を聞き、ディスカッションをしたい。

<木曾委員>

吉田さんにも来ていただきたい。あの方の感覚だけちょっと違ったので、ディスカッションをしたい。

<山本委員長>

実行委員の方に来ていただける日を聞いて、調整したいと思う。

散会 ～12:12